

平成 21 年 11 月 26 日 男女共同参画会議(第 32 回)資料

会議配布資料から以下を省略

- 資料 3-3 新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・
影響調査報告書
- 資料 4 男女共同参画会議議員等名簿
- 資料 5 男女共同参画会議(第 31 回)議事録(案)

男女共同参画会議(第32回) 議事次第

平成21年11月26日(木)

17:30～18:30

総理大臣官邸4階大会議室

1 開会

2 議題

(1)女子差別撤廃委員会最終見解への対応について

(2)第3次男女共同参画基本計画の策定について

(3)「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」最終報告及び意見について

3 閉会

【配布資料】

資料1-1 我が国の女子差別撤廃条約実施状況報告に対する最終見解について

資料1-2 女子差別撤廃委員会最終見解への対応について(有識者議員提出資料)

資料1-3 法務大臣提出資料

資料1-4 外務省提出資料

資料2-1 第3次男女共同参画基本計画の策定について

資料2-2 有識者からの意見(有識者議員提出資料)

資料3-1 「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」概要

資料3-2 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組についての意見(案)

(新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について)

資料3-3 「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査」報告書

資料4 男女共同参画会議議員等名簿

資料5 男女共同参画会議(第31回)議事録(案)

内閣府男女共同参画局

女子差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW）は、本年 7 月 23 日に女子差別撤廃条約の実施状況に関する我が国の第 6 回報告の検討を行った。

これを踏まえ、8 月 18 日(日本時間)、我が国の報告に対する同委員会の最終見解が公表されたところ、概要は以下のとおり。

1. 肯定的な側面

- (1) 多くの法令の制定・改正による女性差別の撤廃、男女平等の促進
- (2) 男女共同参画担当大臣の任命及び包括的な内容の第 2 次基本計画の策定
- (3) 「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置及び「人身取引対策行動計画」の策定
- (4) 障害者自立支援法の制定、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正等を通じた障害のある女性への支援
- (5) 妊産婦死亡率の継続的な低下
- (6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の制定
- (7) 開発協力プログラムへの社会的性別（ジェンダー）の視点の取り込み

2. 主要関心事項及び勧告

- (1) 最終見解の実施への国会の関与
- (2) 民法の改正(婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等)
- (3) 女子差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続
- (4) 女性に対する差別の定義の国内法への取り込み
- (5) 国内人権機構の設立
- (6) 国内本部機構の強化
- (7) 雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施
- (8) 意識啓発や教育プログラムによる固定的性別役割分担意識の解消
- (9) 女性に対する暴力の問題に対する取組
- (10) 人身取引及び売春の被害者保護及び支援への取組
- (11) 政治的及び公的分野における女性の参画を促進するための取組
- (12) 教育分野における男女共同参画の更なる推進
- (13) 労働市場における男女平等を実現させるための取組
- (14) ワーク・ライフ・バランスを促進するための取組
- (15) 若年層を対象とした性の健康に関する教育の促進
- (16) マイノリティ女性に対する情報提供及び差別を解消するための取組
- (17) 弱者女性に関する情報提供及び取組
- (18) 北京宣言及び行動綱領の活用継続
- (19) ミレニアム開発目標達成に向けた取組における社会的性別(ジェンダー)の視点の取り込み
- (20) 未締結国際人権条約の批准の検討
- (21) 最終見解の内容の周知、条約等の広報

3. フォローアップ

上記 2. (2) 及び (7) に関しては、実施状況について 2 年以内にフォローアップを行う。

女子差別撤廃委員会最終見解への対応について

平成 21 年 11 月 26 日

家本賢太郎 岡本直美

帯野久美子 勝間和代

女子差別撤廃委員会の最終見解は、我が国の男女共同参画の状況や施策についての一つの国際的な評価であり、また、取り組んでいくべき課題を示すものでもある。条約締約国として、最大限対応し、新たな男女共同参画基本計画にも反映させていくべきである。

特に、以下の 4 項目を重要課題として、取り組む必要がある。

1. 民法改正（婚姻適齢、離婚後再婚禁止期間、選択的夫婦別氏、婚外子差別の是正等）

- 法制審議会（平成 8 年に答申）、男女共同参画会議や専門調査会などで議論されてきた。現行法制下で結婚に際して支障を感じている者に対する選択肢の拡大や、子どもについての差別をなくすための改正が必要である。

2. 女子差別撤廃条約の選択議定書の批准（個人通報制度等）

- 世界 99 か国（OECD 加盟 30 カ国中 28 カ国）が批准。男女間の平等を進め、我が国の取組姿勢を国際的に示す上でも有意義であり、批准が必要である。

3. 女性の参画拡大のための暫定的特別措置

- 「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30% 程度になるよう期待する」との政府目標は、現状では達成は困難。より戦略的に、かつ、政治が責任を持って、大胆な取組を進める必要がある。

4. 女性に対する暴力の根絶、被害者支援

- 女性に対する暴力は、女性の尊厳を踏みにじる人権侵害であり、その根絶に向けた取組強化と被害者支援の充実を図る必要がある。

（注） 1 と 3 は、委員会への 2 年以内の状況報告が求められている。

民法改正に関する過去の指摘事項・決定事項

◆女子差別撤廃委員会からの最終見解（平成 21 年 8 月）

差別的な法規定

17. 委員会は、前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。更に、委員会は、戸籍制度及び相続に関する規定によって嫡出でない子が依然として差別を受けていることについて懸念を有する。委員会は、締約国が、差別的法規定の撤廃が進んでいないことを説明するために世論調査を用いていることに懸念をもって留意する。
18. 委員会は、男女共に婚姻適齢を 18 歳に設定すること、女性のみ課せられている 6 カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。

最終見解のフォローアップ

59. 委員会は、上記第 18 及び第 28 パラグラフに含まれる勧告の実施に関する書面での詳細な情報を、2 年以内に提出するよう締約国に要請する。

◆男女共同参画基本計画（第 1 次、平成 12 年 12 月）

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

（1）男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

・家族に関する法制の整備

男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、

引き続き検討を進める。

◆男女共同参画基本計画（第2次、平成17年12月）

2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

○家族に関する法制の整備

- ・世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ、結婚に伴う氏の変更が職業生活等にもたらしている支障を解消するという観点からも、婚姻適齢の男女統一及び再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正とあわせ、選択的夫婦別氏制度について、国民の議論が深まるよう引き続き努める。

◆「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」（抜粋）

（平成13年10月11日 男女共同参画会議基本問題専門調査会）

まとめ

当専門調査会は、個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏の使用に関する選択肢を拡大するため、夫婦が同氏か別氏かを選択できる選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいと考える。このことは、少子化への対応の観点から婚姻の妨げを取り除くことにもつながるものである。また、諸外国でもあまり例を見ないほどの少子高齢社会において、我が国の社会を維持・発展させるためには、高齢者とともに、女性の能力を活かすことは喫緊の課題であり、職業生活を送る上で支障となるものは除去することが必要である。

当専門調査会としては、選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が進められることを心から期待するものである。

なお、制度の導入に当たっては、政府が制度の趣旨や意義について適切な広報活動を行うとともに、社会全体が子どもへの影響について十分配慮することが重要であると考ええる。

女子差別撤廃条約選択議定書に関する過去の指摘事項・決定事項

◆ 女子差別撤廃委員会からの最終見解（平成21年8月）

パラグラフ20

（前略）委員会は、選択議定書の批准を締約国が引き続き検討することへの勧告及び選択議定書に基づき利用可能なメカニズムは、司法による本条約の直接適用を強化し、女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する。

◆ 「女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について」

（平成17年7月15日 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会）

6 選択議定書について、引き続き批准の可能性を早期に検討されたい。

◆ 男女共同参画基本計画（第2次、平成17年12月）

11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

（1）国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

○女子差別撤廃条約等の積極的遵守

- ・ 権利侵害を受けたと主張する個人等が女子差別撤廃委員会へ通報することができるという個人通報制度等を定める女子差別撤廃条約選択議定書の締結の可能性について、検討を行う。

法 制 審 議 会 の 主 な 答 申 内 容

(平成 8 年 2 月 民法の一部を改正する法律案要綱)

○ 選択的夫婦別氏制度の導入

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。

○ 女性の婚姻適齢を 18 歳に引上げ

婚姻は、満 18 歳にならなければ、これを行うことができないものとする。

○ 女性の再婚禁止期間を 100 日に短縮

女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して 100 日を経過した後でなければ、再婚を行うことができないものとする。

○ 裁判上の離婚原因につき、破綻主義の考え方を明確化

夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができるものとする。

- (ア) 配偶者に不貞な行為があつたとき。
- (イ) 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- (ウ) 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。
- (エ) 夫婦が五年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。
- (オ) (ウ)、(エ)のほか、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。

○ 嫡出である子と嫡出でない子の相続分を同等化

嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとする。

民法の一部を改正する法律案要綱

第一 婚姻の成立

一 婚姻適齢

婚姻は、満十八歳にならなければ、これをする事ができないものとする。

二 再婚禁止期間

- 1 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができないものとする。
- 2 女が前婚の解消又は取消しの日以後に出産したときは、その出産の日から、1を適用しないものとする。

第二 婚姻の取消し

一 再婚禁止期間違反の婚姻の取消し

第一、二に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して百日を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができないものとする。

第三 夫婦の氏

- 一 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。
- 二 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする。

第四 子の氏

一 嫡出である子の氏

嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又は父母が第三、二により子が称する氏として定めた父若しくは母の氏を称するものとする。

二 養子の氏

- 1 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をするときは、養親が第三、二により子が称する氏として定めた氏）を称するものとする。
- 2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、1にかかわらず、養親とその配偶者が第三、二により子が称する氏として定めた氏を称するものとする。
- 3 養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、1、2を適用しないものとする。

三 子の氏の変更

- 1 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、子の父母が氏を異にする夫婦であって子が未成年であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これをする事ができないものとする。
- 2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができるものとする。
- 3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において、子が第三、二によって子が称する氏として定められた父又は母の氏と異なる氏を称するときは、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでないものとする。
- 4 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、1から3までの行為をすることができるものとする。

- 5 1から4までによって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができるものとする。

第五 夫婦間の契約取消権

第七百五十四条の規定は、削除するものとする。

第六 協議上の離婚

一 子の監護に必要な事項の定め

- 1 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及び交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。
- 2 1の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、1の事項を定めるものとする。
- 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、1又は2による定めを変更し、その他の監護について相当な処分を命ずることができるものとする。
- 4 1から3までは、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生ずることがないものとする。

二 離婚後の財産分与

- 1 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができるものとする。
- 2 1による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるものとする。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでないものとする。
- 3 2の場合には、家庭裁判所は、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその協力によって取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮し、分与させるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、当事者双方がその協力により財産を取得し、又は維持するについての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

第七 裁判上の離婚

- 一 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができるものとする。ただし、(ア)又は(イ)に掲げる場合については、婚姻関係が回復の見込みのない破綻に至っていないときは、この限りでないものとする。

- (ア) 配偶者に不貞な行為があったとき。
- (イ) 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- (ウ) 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。
- (エ) 夫婦が五年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。
- (オ) (ウ)、(エ)のほか、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。

- 二 裁判所は、一の場合であっても、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、離婚の請求を棄却することができるものとする。(エ)又は(オ)の場合において、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることによりその請求が信義に反すると認められるときも同様とするものとする。

- 三 第七百七十条第二項を準用する第八百十四条第二項（裁判上の離縁における裁量棄却条項）は、現行第七百七十条第二項の規定に沿って書き下ろすものとする。

第八 失踪宣告による婚姻の解消

- 一 夫婦の一方が失踪の宣告を受けた後他の一方が再婚をしたときは、再婚後にされた失踪の宣告の取消しは、失踪の宣告による前婚の解消の効力に影響を及ぼさないもの

とする。

- 二 一の場合には、前婚による姻族関係は、失踪の宣告の取消しによって終了するものとする。ただし、失踪の宣告後その取消し前にされた第七百二十八条第二項（姻族関係の終了）の意思表示の効力を妨げないものとする。
- 三 第七百五十一条（生存配偶者の復氏等）の規定は、一の場合にも、適用するものとする。
- 四 第六、一及び二は一の場合について、第七百六十九条（祭具等の承継）の規定は二本文の場合について準用するものとする。

第九 失踪宣告の取消しと親権

- 一 父母の婚姻中にその一方が失踪の宣告を受けた後他の一方が再婚をした場合において、再婚後に失踪の宣告が取り消されたときは、親権は、他の一方がこれを行うものとする。
- 二 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができるものとする。

第十 相続の効力

嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとする。

第十一 戸籍法の改正

民法の改正に伴い、戸籍法に所要の改正を加えるものとする。

第十二 経過措置

一 婚姻適齢に関する経過措置

改正法の施行の際満十六歳に達している女は、第一、一にかかわらず、婚姻をすることができるものとする。

二 夫婦の氏に関する経過措置

1 改正法の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、改正法の施行の日から一年以内に2により届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができるものとする。

2 1によって婚姻前の氏に復しようとする者は、改正後の戸籍法の規定に従って、配偶者とともにその旨を届け出なければならないものとする。

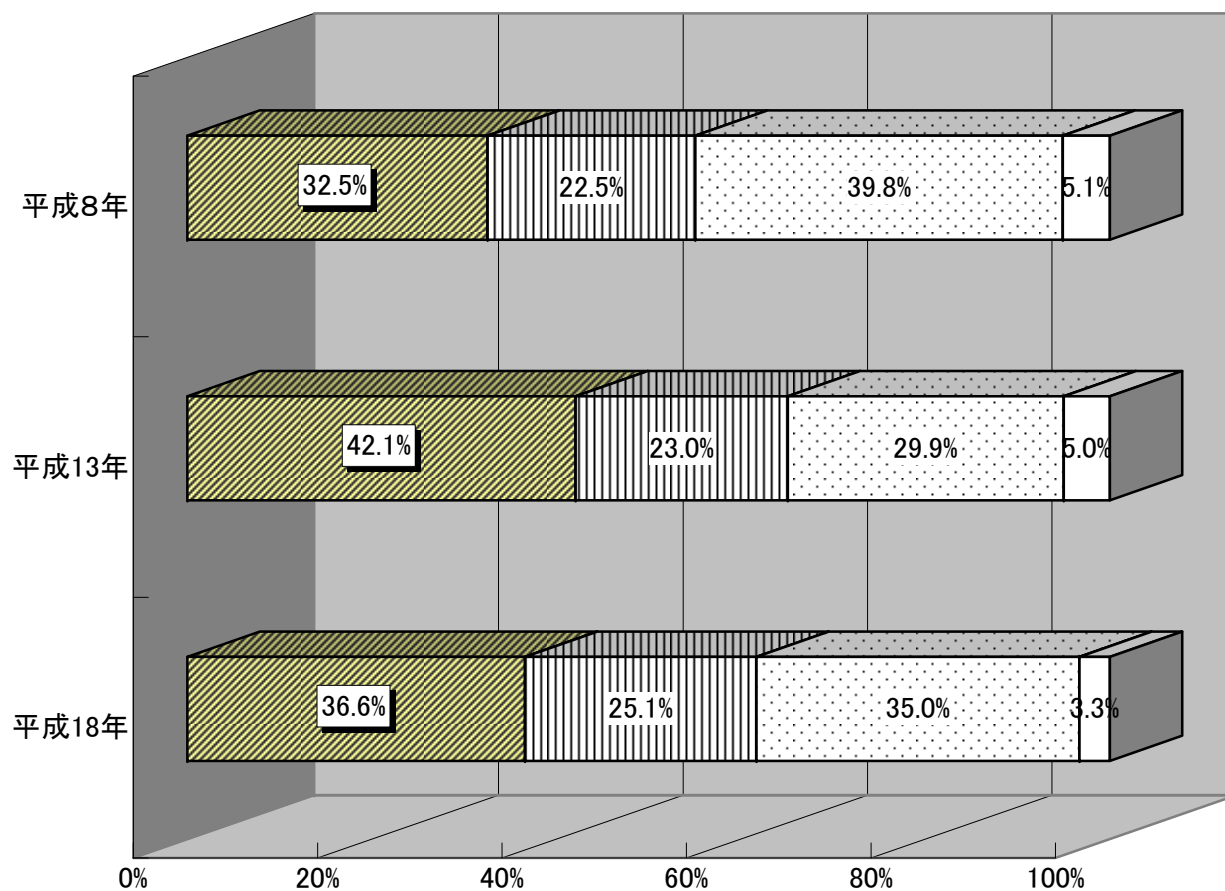
3 1により夫又は妻が婚姻前の氏に復することとなったときは、改正後の民法及び戸籍法の規定の適用については、婚姻の際夫婦が称する氏として定めた夫又は妻の氏を第三、二による子が称する氏として定めた氏とみなすものとする。

三 相続の効力に関する経過措置

改正法の施行前に開始した相続に関しては、なお、改正前の民法の規定を適用するものとする。

四 その他本改正に伴う所要の経過措置を設けるものとする。

選択的夫婦別氏制度に関する世論調査結果(総数比較)



■ 法律を改めてもかまわない

■ 夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが、婚姻前の氏を通称として使えるように法律を改めることはかまわない

■ 夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきであり、法律を改める必要はない

□ わからない

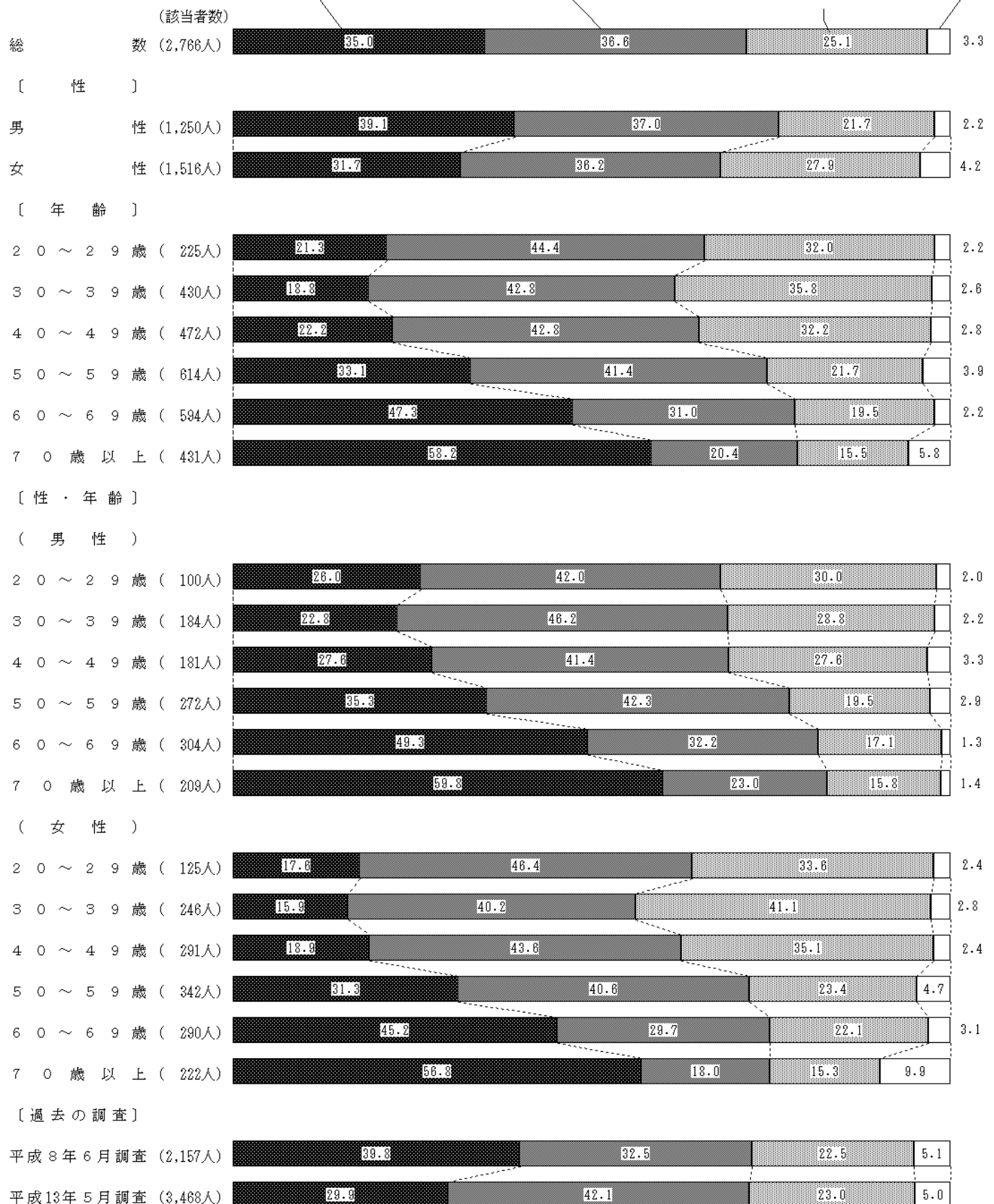
図17 選択的夫婦別氏制度

婚姻をする以上、夫婦は必ず
同じ名字（姓）を名乗るべき
であり、現在の法律を改める
必要はない

夫婦が婚姻前の名字（姓）を名
乗ることを希望している場合
には、夫婦がそれぞれ婚姻前
の名字（姓）を名乗ることが
できるように法律を改めても
かまわない

夫婦が婚姻前の名字（姓）を名
乗ることを希望していても、夫
婦は必ず同じ名字（姓）を名乗
るべきだが、婚姻によって名字
（姓）を改めた人が婚姻前の名
字（姓）を通称としてどこでも
使えるように法律を改めること
については、かまわない

わ
か
ら
な
い



0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)

女子差別撤廃条約選択議定書

平成 21 年 11 月

外 務 省

1. 概要

本議定書は、女子差別撤廃条約（以下「条約」という。）に定める権利の侵害について、国内救済を尽くした個人等が女子差別撤廃委員会に行った通報を、同委員会が検討し、見解や勧告を通知する制度等について規定したものである。委員会の見解や勧告に法的拘束力はない。

2. 経緯及び締結状況

- (1) 1999年10月6日、第54回国連総会において「女子差別撤廃条約の選択議定書」として採択され、2000年12月22日に発効した。全21条。
- (2) 2009年11月時点で、締約国は99か国。G8諸国の中では、英、仏、加、独、伊、露が締結し、我が国、米は締結していない。

3. 手続概要

(1) 通報の提出

議定書の締約国により条約に定める権利を侵害されたと主張する個人等は、書面による通報を委員会に提出することができる（第2条）。

(2) 通報が受理されない場合

- ・ 利用し得るすべての国内的な救済措置を尽くしていない場合。ただし、救済措置の実施が不当に遅延し、又は効果的な救済が見込まれない場合はこの限りでない。
- ・ 同一事案が委員会又は他の国際的な調査・解決手続で審議済み又は審議中の場合
- ・ 通報が条約の規定と両立しない場合
- ・ 通報が十分な証拠又は根拠を有していない場合
- ・ 通報が通報提出の権利の濫用である場合
- ・ 通報の対象となる事実が当該締約国について議定書の効力が生ずる前に発生した場合（第4条）

(3) 通報の受理後の手続

委員会は、通報に関し、関係締約国の注意を喚起する。締約国は、委員会に対し、当該事案及び救済措置について書面の説明又は声明を6か月以内に提出する（第6条）。

(4) 委員会による検討

委員会は、通報を当事者（締約国及び個人等）から提供されるすべての書面による情報に基づいて検討する。通報を検討する会合は非公開とされる（第7条）。

(5) 委員会の見解

委員会の見解は、当事者（締約国及び個人等）に送付される（第7条3）。

4. 暫定措置

委員会は、関係締約国に対し、取り返しのつかない損害を回避するために必要な暫定措置をとるよう求めることができる（第5条1）。

5. フォローアップ手続

締約国は、委員会の見解及び勧告に対し妥当な考慮を払うとともに、6か月以内に当該見解及び勧告に照らしてとられた措置について書面の回答を委員会に提出しなくてはならない（第7条4）。

また、委員会は、その後の締約国の政府報告審査の際、上記見解又は勧告に対してとった措置について、更なる情報を提出するよう求めることができる（同条5）。

一般に、フォローアップは委員会が締約国の対応を満足し得ると評価するまで継続して行われる。

（了）

第 3 次男女共同参画基本計画の策定について

平成 17 年 12 月に策定された男女共同参画基本計画（第 2 次）については、平成 22 年度に計画全体の見直しをすることとなっている。男女共同参画会議は、平成 21 年 3 月に内閣総理大臣から新たな基本計画策定に向けた基本的な考え方について諮問を受けた。

現在の経済・社会情勢の変化や課題に対応した、新たな時代にふさわしいものとなるよう、平成 22 年内の計画の策定に向け、来夏の答申を目途に検討を進めている。

1. 検討体制

○男女共同参画会議の下に置かれた基本問題・計画専門調査会において、計画の方向性や全般的な方針について議論。同調査会の下にワーキング・グループを設置し、現在、論点整理を行っているところ。

※ワーキング・グループにおける検討課題

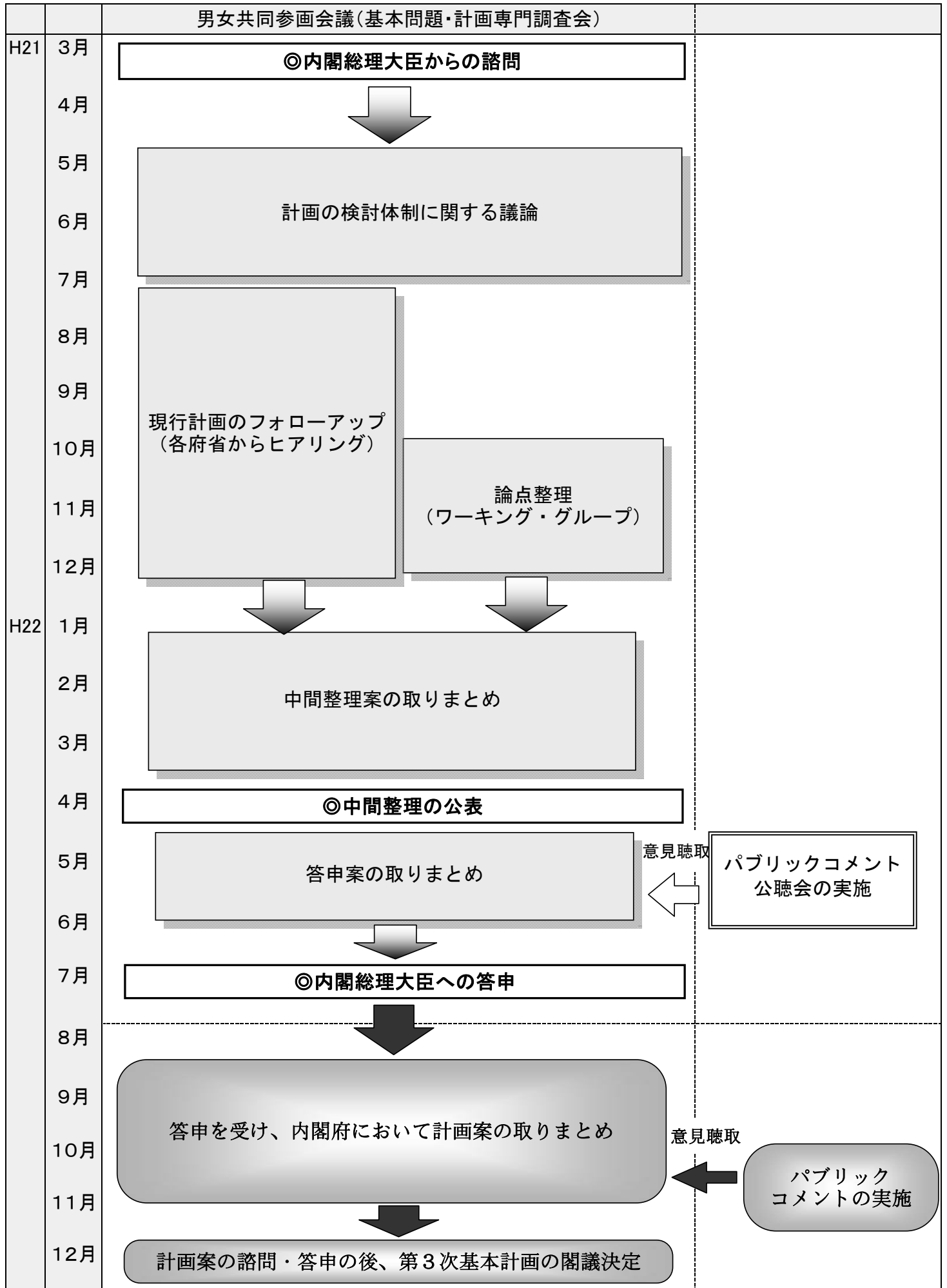
- ・女性の社会への更なる参画（政策・方針決定過程、地域、女性のライフコースに沿ったエンパワーメント）
- ・男女共同参画の意義についての男性の理解
- ・人間としての根本に関わる課題の解決、セーフティネットの整備
（健康支援、生活困難を抱える人々への対応、女性に対する暴力の根絶）
- ・意識改革やワーク・ライフ・バランスの推進などの環境整備
- ・男女共同参画の視点に立った社会システムの構築や、政策の立案・実施・評価
- ・国際的な協調や国内における推進体制の強化

○年明け後、ワーキング・グループでの議論の成果を基本問題・計画専門調査会に報告し、同調査会においては、方向性について政務三役に随時ご報告しながら重点事項や重点分野について議論。

2. スケジュール（案）

21 年（年内）	現行計画のフォローアップ、第 3 次基本計画の策定に向けた論点整理
22 年 4 月頃	基本的な考え方についての中間整理案のとりまとめ パブリックコメントや公聴会等を通じた意見聴取
夏頃	基本的な考え方について答申
（22 年中）	第 3 次基本計画の策定）

第3次基本計画策定のスケジュール(案)



男女共同参画に関する意見

平成 21 年 11 月 26 日
男女共同参画会議有識者一同

10 月 2 日に、内閣府の男女共同参画担当の政務三役が男女共同参画会議の有識者議員と懇談を実施。その際の有識者からの主な意見をまとめたもの。

【主な意見】

- 我が国の女性の参画は、国連の一つの指標であるジェンダー・エンパワメント指数（GEM）で、109カ国中57位と、低い水準にある。
- 妊娠・出産で7割の女性が仕事を辞めており、男女間の賃金格差や、女性の管理職が少ないことにもつながっている。仕事を続けられないのは、正規雇用の労働時間の長さにも原因があり、ワーク・ライフ・バランスや、労働時間規制の例外なき適用が必要である。また、男女の収入格差の背景には、正規雇用と非正規雇用の格差が大きいこともあり、格差をなくしていくべき。
- クォータ制（割当制）の導入や、国と地方自治体の入札制度に男女共同参画などを含めた総合的評価を導入すること、などの検討も必要ではないか。
- 女性の就業継続は、子育て家庭への最大の経済支援である。
- 保育所や学童クラブの不足解消が必要である。今の待機児童数は氷山の一角であり潜在的需要も考えると、100万人の待機児童対策という考えで取り組むべきである。
- 女性の社会進出については、ともすれば、都会の正規社員をモデルとしてきた。疲弊している地方や、第一次産業従事者などの声をしっかり吸い上げていくことが重要であり、地域の普通の女性たちが経済活動に参加できるような仕組みづくりや、地域社会での男女共同参画の意識啓発も重要である。
- 民法改正（選択的夫婦別姓）について、結婚しても、これまでの姓を続けることを選べるというのは、選択肢が広がり、有意義である。
- 女性に対する暴力については、インターネットの普及などにより、目に見えない暴力、把握が困難な暴力など、これまでと異なる新しい形が出てきたことを認識すべき。また、暴力被害者の相談窓口が多様なのはよいが、相談先の質確保のため、対応事例を積み重ね、活かしていくことが必要。

新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について(概要)

資料 3 - 1

※「生活困難」は経済的困難に加え、教育や就労等の機会の不足、健康面での障害、地域社会での孤立などの社会生活上の困難も含めた広い概念。

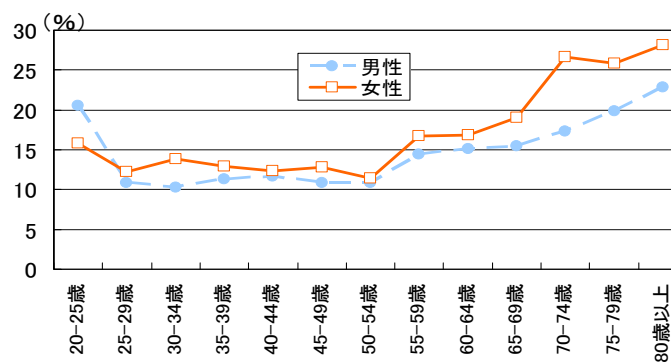
生活困難の実態

- 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、グローバル化などの中、生活困難が幅広い層に広がっている。
- 貧困者の割合は、高齢単身女性世帯や母子世帯層など女性で高くなっている。
- 生活困難の子どもへの連鎖がみられる。
- 不安定雇用の男性への広がりや、父子世帯などの地域での孤立などもみられる。

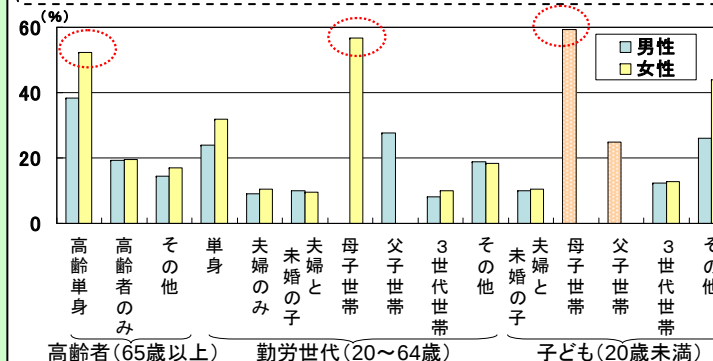
生活困難の背景にある男女共同参画の問題

- 出産・育児などにより就業を中断する女性が多い。
- 女性の就労は非正規雇用に集中しやすい。
- 女性への暴力が、女性の自尊心や心身を傷つけ、自立にむけた就業や社会参加を困難にしている。
- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、女性の自立を阻害するとともに、「男性が主に稼ぐべき」といった意識が男性へのプレッシャーに。

○ほとんどの年齢層で男性に比べて女性の相対的貧困率が高く、その差は高齢期になるとさらに広がる。



○高齢単身女性や母子世帯で相対的貧困率が高い。その影響は母子世帯の子どもにもみられる。



※父子世帯については客体が少ないため、数値の使用に注意を要する。

厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)。内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員による特別集計。

※「相対的貧困率」は可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。

男女共同参画の課題の視点からみた生活困難防止・生活困難者支援の取組

- 家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革、女性に対する暴力の防止と被害者支援など、男女共同参画の推進が、生活困難を防止するためにも不可欠である。
- 今後下記のような取組が推進されることが必要である。

○セーフティネットの再構築

非正規労働者のセーフティネット、家族の扶養や地域による相互扶助機能の低下に対応した支援の仕組み

○生活困難を抱える人々の持てる力を引き出す支援

精神的な回復が必要な人々に対しては、その回復を支援する仕組みなど

○女性が出産・育児後も就業継続・再就業し、経済的に自立できるような支援や環境整備

○生活困難の世代間連鎖を断ち切る取組

成育家庭の経済的状況によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないような教育の仕組みなど

○支援にあたって国や地方、NPOや企業も含めた多様な主体が連携

複数の支援を組合せ、個人のライフコースに沿って切れ目ないサービスを提供する必要

平成 21 年 11 月 26 日
男女共同参画会議

(案)

政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する
施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見

男女共同参画会議は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 22 条第 4 号に基づき、第 29 回男女共同参画会議（平成 20 年 6 月 13 日）において、政府が実施する生活困難を抱える男女に係る施策について監視及び影響調査を行うこととした。この方針に基づき、主に男女共同参画基本計画（第 2 次）の重点目標 2「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」、重点目標 3「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進」、重点目標 5「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援」、重点目標 7「女性に対するあらゆる暴力の根絶」および重点目標 10「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」に係る施策について、別添調査報告書のとおり、監視・影響調査を実施した。

関係施策の着実かつ効果的な推進を図る観点から今後の取組に向けて留意することが重要と考えられる事項について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、別紙の通り意見を述べるものである。

男女共同参画の課題の視点からみた生活困難の防止・生活困難者支援の取組

(1) 「生活困難」をどうとらえるか

- 監視・影響調査専門調査会では平成 20 年 6 月より、「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」をテーマとして、男女共同参画の視点より、生活困難者の実態把握及び政府の関連施策について調査を行ってきた。
- 本調査では「生活困難」を、経済的困難を中心としながら、経済的困難から派生して、あるいはそれ以外の何らかの不利な状況（健康、教育、家庭の事情等）にあるために、地域社会で人間関係を保てずに孤立したり必要なサービスを享受できないなど社会生活を営む上での、個人あるいは世帯が直面する社会生活上の困難も含む広い概念としてとらえてきた。
- 実態把握や課題検討の視点として、生活困難が生じる要因や背景にも着目してきた。そこには個人の問題だけにとどまらず、家族の変容や雇用をめぐる変化、また国際化の進展の影響など経済社会の新たな潮流によって新たに生じてきた問題、あるいは、顕在化してきた問題も多くあることが指摘された。加えて昨今の金融危機に端を発した経済あるいは雇用情勢の急激な悪化によって、生活困難を抱える人々をさらに生み出し、またその状況が悪化していることへの懸念が示された。
- 実態の把握については既存の統計・調査等のデータ及び生活困難者に対する支援を行う支援機関・団体等に対するヒアリングをもとに実施した。現状においては女性の方がより生活困難に陥りやすい状況にあること、また男女間で問題の現れ方やその背景に違いがあること等が明らかとなった。
- 政府の関連施策調査については、関係省庁より提出を受けた資料及び政策担当者へのヒアリングをもとに実施した。これらの関連施策を、生活困難の実態やその要因・背景に照らし合わせ、現在の経済社会の変化も踏まえた上で今後必要と考えられる取組の方向性について検討を行ってきた。

(2) 基本的な考え方

ア. 経済社会の新たな潮流と社会システム再構築の必要性

（経済社会の新たな潮流）

- 未婚・離婚の増加や高齢化の進展により単身世帯やひとり親世帯が増加するなど家族の変容がみられる。ほとんどの年齢層で男性に比べて女性の方が相対的貧困率が高いほか、単身世帯やひとり親世帯の貧困率は相対的に高い。
- 1990 年代以降、女性並びに若年層を中心として非正規労働者が急速に増えてきた。かつて非正規雇用は、主婦（女性）が家計補助のため家事・育児との両立を図る働き方として、あまり問題とはとらえられてこなかった向きがある。しかし近年においては未婚層や男性においても非正規労働者比率の上昇がみられ、自ら生計を担うにも関

わらず、その人自身が低収入で不安的な非正規労働者という層が増えていると考えられる。

- 1990 年の出入国管理及び難民認定法の改正により、来日する外国人が急増している。また 1980 年代半ば以降急増した、夫が日本人で妻が外国人という組合せが約 8 割ある国際結婚の影響もあり、外国人、特に女性の外国人の増加や、外国人の親を持つ子どもも増加している。

(セーフティネット再構築の必要性)

- 1990 年代を通じて急速に増加した非正規雇用は、働き方の選択の一つとして自発的に選択されている場合もある一方、非自発的にやむを得ず選択している場合も少なくない。非正規雇用は有期雇用を繰り返しやすい雇用が不安定な上、能力開発の機会を持ちにくくキャリア形成や自尊意識が阻害されるとの指摘があるほか、長期勤続の前提のもとに構築された被用者保険のセーフティネットの外に置かれる場合がある。また賃金も相対的に低く、頼るべき家族がいない場合には生活困難となりやすい。
- 就業の場だけでなく、先に述べた家族や地域の変容によって、それぞれの場におけるつながりは希薄化し、家族の扶養や地域による相互扶助などの機能も低下している。
- 生活困難な状況にある人々は、その困難が複合的に生じ、連鎖し、固定化する傾向にある一方、従来の制度の狭間に陥る支援ニーズが増加している。
- 国や地方公共団体、NPO や民間企業の連携による柔軟な共助の仕組みを構築するほか、雇用・就業の変化、家族や地域の変容に対応したセーフティネット機能の再構築が必要である。

(男女共同参画社会実現の必要性)

- 男女が個性と能力を十分に発揮してあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合っていくことは、世帯や個人の経済社会的なリスクを分散し生活困難に陥るリスクを低減することにもつながる。特に女性の生活困難防止の観点から、固定的性別役割分担意識の解消を図りつつ、就業構造や社会制度の改革を進めていくことが求められる。
- 固定的性別役割分担意識は、女性が希望に応じた働き方を選択しにくいという問題の他、近年では男性に対する過度の男性役割のプレッシャーが、経済的に安定しない非正規労働者の結婚や家族形成を妨げているとの指摘もあり、男性の生き方の選択の幅を狭めることの一因ともなっていると考えられる。

イ. 個人のエンパワーメントの必要性

(男女のエンパワーメントに向けた取組)

- 困難な状況に置かれた人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう、当事者のエンパワーメントに向けた取組が必要である。精神的な回復が必要な人々に対しては、その回復を支援する仕組みが求められる。
- 特に女性に対しては、出産・育児などのライフイベントを経て、持てる力を発揮して

就業継続や再就職をするなどして経済的自立が図られるよう、ライフコースを通じたエンパワーメントの視点からの総合的な支援が重要である。

（多様な主体の連携）

- 個人ごとの多様なニーズに対し、複数の支援を組合せ、個人のライフコースに沿って、切れ目ないサービスが提供される必要がある。
- 生活困難を抱える層について、より一層の実態把握がなされるとともに、取組事例の収集や情報提供などの取組も必要である。

ウ. 世代間連鎖を断ち切る必要性

（生活困難の世代間連鎖）

- 経済的困窮や社会的孤立などの生活困難は固定化する傾向にあるが、世代を超えた連鎖については断ち切らなければならない。
- 例えば、家庭が経済的に困窮していたり DV や児童虐待等で安定しない状況にあると、子どもの教育・学習の機会が奪われ、生活困難が世代間で連鎖する状況が生じやすい。
- また、関係者ヒアリングや生活保護受給世帯の状況によっても、成育した家庭の生活困難が子どもに影響する世代間の連鎖がみられる。

（世代間連鎖を断ち切る必要性）

- 成育家庭の経済的状況によって子どもの進学機会や学力、意欲において差が生じないような、教育の仕組みづくり、生活困難を抱える世帯の子どもに対する教育機会の拡大が求められる。
- また、困難な状況にある家庭で育った子どもは、不利を補う家族や地域のサポート等の社会資源を持ちにくいという指摘もあることから、社会的なサービスや社会的な「つながり」へとつながっていくための支援を充実させていく必要がある。
- 女性が希望に応じて就業継続や再就職するなどし、就労収入を得て経済的に自立することは、子どもがいる世帯の経済的困難リスクを低減する意味からも重要である。

（３）今後の取組と課題

ア. 横断的に見た課題と取組

（「生活困難」のより具体的な把握と対策）

- 「生活困難」を抱える層は多様化・一般化している。どのような人が生活困難に置かれどのような課題を抱えているのかについて、例えば各地域の状況や世帯構成、年代、性別、学歴別などのより多面的なデータを取得し、その状況に応じた施策の企画立案や見直しがなされることが望まれる。
- 「生活困難」の状況を把握し、支援を行う上で、男女共同参画の視点を導入することは特に重要である。女性は出産・育児などのライフイベントの影響を受けやすく、固定的性別役割分担意識や現状の税制・社会保障制度のもとで非正規雇用に就きやすい。

また暴力の被害によって困難な状況に陥りやすい。一方で、自立への困難が大きいなど、特に生活困難に陥るリスクが高い。しかし従来は配偶者の扶養がある標準世帯モデルの陰に隠れ、あるいは家事手伝い等として潜在化してきた側面がある。

(男女共同参画社会の実現と生活困難の防止)

- 何らかの困難な状況を抱えつつも、個人の適性や能力に応じた自立を実現するために男女があらゆる分野の活動に参画し責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現を一層推進することが必要である。
- 性別にかかわらず個人の適性や能力に応じた自立を実現することは、個人や世帯の経済社会的リスクの分散につながり生活困難に陥るリスクを低減することにもつながる。
- 女性の生活困難防止の観点から、固定的性別役割分担意識の解消を図りつつ、就業構造や社会制度の改革を進めること、男性も含めた働き方の見直しや家族・地域への参画を進めていくことが必要である。
- また、男性に対する過度の男性役割のプレッシャーが、経済的に安定しない非正規労働者の結婚や家族形成を妨げているとの指摘もあることから、男性の立場に対する固定的性別役割分担意識の解消も図られることが必要である。

(政策の企画から評価までのプロセスにおける男女別視点の導入)

- かつて女性では問題として十分に、広く認識されてこなかった非正規雇用をめぐる問題も、そこに男性も加わるようになったことで社会的な問題として顕在化してきた側面がある。これは翻ってみれば、暗黙のうちに女性は経済的な自立を必要としない存在として社会的に捉えられ、問題が見過ごされがちであったことに他ならない。
- 本調査では、生活困難の様相や背景は男女によって異なること、女性の方がより困難な状況に置かれやすいことが明らかとなった。
- 男女の置かれた状況や実質的なニーズが異なる場合、政策自体は中立的なものであるが、施策を実施した結果、男性と女性が受ける影響が異なることがあり得る。生活困難の課題に関する政策については、企画段階で男女別の状況やニーズが把握されて施策へと反映され、また男女別の実績や効果が把握されて支援が必要とされる人々に対して政策の効果が及んでいるかについて評価し、次の施策へと反映されていくことが求められる。
- そのためには男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）¹の充実が必要である。
- 政策の評価の段階では、アウトプット評価からアウトカム評価へとつなげ、政策の課題解決への貢献度を把握していくことが必要である。男女別の政策効果の把握の方法については今後さらに検討を深めることが必要である。

¹ 総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/chouki/speceexp.htm> による。

イ. 中長期的課題

- 多様な「学び直し」の方法の提供と、「学び直しをした者」を受け入れる教育や雇用の仕組みの実現が求められる。特に高校中退した者など、中等教育、高等教育の機会を十分に得ることができなかった者への学び直しの機会の提供、大学の入学者選抜方法の大学評価への反映、企業における中途採用などの環境整備が求められる。これらは、学校や職場に対し、多様な学生や従業員の受容に取り組むきっかけともなり得る。
- 社会保障制度についての知識を理解し、自らの権利や、困難な状況に陥った際の相談窓口や支援窓口について理解するための教育の実施が望まれる。
- 生活困難を抱える若者の課題やそこに至る背景について、状況の適切な把握と、それに応じた施策を企画・立案、実施していくことが必要である。
- 若年期の妊娠は、その女性の教育機会と就労機会を同時に奪い、人生全般にわたって不利な状況をもたらす場合があるため、母としてだけではなく女性自身のライフステージ上の課題に着目した支援が適切に提供されることが求められる。
- DV 被害者、それ以外の暴力の被害者やメンタル面で問題を抱えた人々に対して、個々人の持てる力を引き出しエンパワーにつなげていくための支援として相談者の専門性の確立を図るための取組が求められる。
- 生活困難者の自立支援のための相談や支援業務にあたる者に関して、効率性のみを重視することなく、経験や専門性が確保・蓄積されていく運営方法について検討が求められる。NPO や地域団体で支援にあたるものも含め、長期的な視点に立った職員の確保・育成について十分検討していくことが必要である。
- ライフコースの一時点で正規・非正規のどちらを選んでも、その差が固定化されない労働条件やセーフティネットの再構築が求められる。正規・非正規といった雇用形態の違いに関わらず賃金のほか教育訓練、福利厚生も含め、同一業務の一般の賃金水準や職務の内容・成果・意欲・能力または経験等を踏まえて決定される処遇や待遇の在り方の実現や、退職、傷病等に対する保障が受けられる制度などを構築することが求められる。
- 経済的自立を図った上で、家族や地域とのつながりを維持し深めていける、労働条件や労働環境の実現が求められる。最低賃金の見直し、労働者の健康確保のための長時間労働の是正、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現などが必要とされる。特に生活困難者の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現に対しては配慮が求められる。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村及び都道府県の後期行動計画の策定に当たっては母子家庭の母の子育て時間の確保について、地域で支援可能な取組の方向性が示されることが望まれる。
- ひとり親家庭や虐待等の場合の保育所の優先利用や、保育の質を確保しつつ多様な保育サービスの提供を可能とする保育制度の構築が求められる
- 子育てをする障害のある女性への支援に何が必要なのか、地域においての理解を進めつつ、支援を提供していくことが望まれる。

- 日本で働き、生活する外国人が、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受できるような環境整備に向けた取組の一層の推進と推進状況の把握が求められる。
- 定住する外国人に対して日本語教育だけでなく、日本の文化や風習について学ぶ機会を設定すると同時に、地域の日本人に対しても、相互に文化や風習について学び合える機会をつくっていくことが必要である。
- 外国人の子どもの増加に対応する第二言語としての日本語教育については、状況等をより詳細に把握した上で、地域のニーズに即した取組を実施することが求められる。
- 在宅で生活する障害者が地域で安心し、自立して暮らせるよう、日常生活や社会生活に対する支援や、就業や就労の継続に対する支援などの連携を進める。
- 従来の制度の狭間に陥る生活困難者の支援ニーズに対し、切れ目のない支援を提供するため、施策間の連携や体系を見直す他、NPO や民間企業等との連携を進める。
- 高齢世帯は相対的貧困率が高いとともに、生活保護制度の保護対象としても最も占率が高く、中でも未婚男女、離別女性が経済的に厳しい状況にある。女性については家族の介護・看護を理由とした離職が男性よりも多く離職時期も早いといった就業状況や、就業継続期間が短く非正規雇用の割合が高いことが年金水準の低さにつながり厳しい経済状況にあるということ、自分や配偶者の病気や介護、それに伴う医療や介護の費用負担に対する不安が大きいこと、また一人暮らしの男性については地域で孤立しがちであることなどの問題が明らかになっている。高齢男女の就業促進と社会参画、高齢期の経済的自立を支える制度・環境の整備等を進める必要がある。
- DV被害者、生活上の障害を持つ場合、外国籍の場合などの場合には、生活困難が複合的に生じ、問題解決がより難しくなりやすく、生活困難が世代間で連鎖する状況も生じている。今まで以上に、個人の置かれた状況にきめ細かく対応した、ライフコースに沿った継続的な支援の在り方が必要である。

ウ. 分野別にみた当面の課題と取組

(自立に向けた力を高めるための課題)

「自立に向けた力を高めるための課題として」、①若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実、②教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実、③暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実、④高齢期における経済的自立や社会参画の実現に向けた取組の推進、等が必要である。

- 初等中等教育段階から高等教育段階に至る一貫したキャリア教育・職業教育を関連機関等と連携しながら更に推進する。(文部科学省)
- 地域社会に対するキャリア教育への理解と協力を求め、地域の人々が様々な形で学校の教育活動を支援する取組を更に推進する。(経済産業省)
- コミュニケーション能力や協調性などを含む、社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に共通して必要な能力等の明確化と、発達段階に応じたキャリア教育の体系的な推進方策等に関する中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会

の議論を踏まえた施策を推進する。(文部科学省)

- ライフプランニング支援においては、固定的性別役割分担意識等の影響によって結果として男女それぞれの選択の幅が狭められることのないよう、一人ひとりが個人として自立していくことのできる多様な選択肢を示していく。(文部科学省)
- 学校における進路指導・就職指導や、女性のライフプランニング支援において、男女共に経済的に自立していくことの重要性について情報が正しく伝えられることが求められる。(文部科学省)
- 「子ども・若者育成支援推進法」(平成 21 年 7 月成立) に即した施策の実施が必要である。(内閣府)
- 若者に対する支援としては、基本的な生活スキルを身につけ、社会性を築いていけるよう自発的な取組を促すことが必要である。精神的な回復が必要な若者には必要な支援を提供し、就業による自立支援だけでなく、日常生活の自立や社会的な自立を、地方公共団体や幅広い専門機関・団体等のネットワークにより支援しようとする取組については一層推進する。(内閣府・厚生労働省)
- 特に児童福祉施設などを退所する若者の社会における自立には、就業、社会生活、住宅の確保など多くの困難が伴い、支援が必要とされる。このような支援施策の拡大と充実が必要である。(厚生労働省・国土交通省)
- 職業を持ちながら学ぶ高校生が、教育と仕事を両立させることができるよう、多様なニーズに対応した定時制・通信制の改善・充実を図る等、必要な支援策を実施する。(文部科学省)
- 高校を中退する若者が社会から孤立をしないよう、より広い範囲で学校と就業支援組織とが連携し、若者に対する切れ目のない支援の提供を進める。(文部科学省・厚生労働省)
- 相手を思いやる心の涵養や人間尊重の精神を基盤とし、児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識を理解させるとともに、妊娠による中退を防ぐため、望まない妊娠を防ぐという視点を含んだ性教育を引き続き実施していく。(文部科学省)
- 労働者は自らの権利を守るため、労働関係法制度に関する知識を理解することが必要であり、そのためには学校における教育が有効であるとの指摘があるが、例えば、国は教材を作成するなど、環境の整備を進め、有効に活用されるようにする。(文部科学省・厚生労働省)
- 配偶者暴力防止法及び基本方針に定める施策を対象とし、平成 21 年 5 月 26 日に総務省が公表した「政策評価」の勧告に従い、通報及び相談の効果的な実施(内閣府)、被害者就業支援施策の効果測定指標の設定とその実績の把握(厚生労働省)、被害者の公営住宅の入居に関する広報や、都道府県への要請(国土交通省)など必要な措置をとる。(内閣府・厚生労働省・国土交通省)
- 高齢者の自立に関する平成 20 年度の報告「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」に該当する施策については取組を着実に、推進していく。(関係府省庁)

- 男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に関する予防啓発を、学校教育の中においても実施していく。(内閣府・文部科学省)

(雇用・就業の安定に向けた課題)

「雇用・就業の安定に向けた課題」として、①雇用の場の改革、②女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備、③ライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度への見直し等が必要である。

- 緊急的な経済対策として実施された住宅確保のための支援や生活保障付き教育訓練の機会、緊急の融資制度など、非正規労働者のセーフティネットの施策について着実に実施し、実績について把握する。(厚生労働省)
- 非正規労働者が失業しても生活の安定が図られ、職業訓練を受け、また労働市場に戻れるという労働市場への再参入のための恒久的なセーフティネットを構築する。
(厚生労働省)
- 男女雇用機会均等法に定める性別による差別の禁止や、ポジティブ・アクションの推進、労働基準法に定める男女同一賃金の原則など、男女の雇用機会均等の推進について、一層強化する。(厚生労働省)
- ICT（情報通信技術）を活用し、在宅等で就業する就業形態について、その開発・普及に向けた一層の取組が求められる。(総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
- ワークシェアリングや短時間正社員制度など新しい雇用形態を一層定着させる。
(厚生労働省)
- 女性が出産や育児等のライフイベントを経て持てる力を発揮して就業継続を図り、あるいは就業中断後の再チャレンジによって経済的自立を図るための環境整備が必要である。そのためには男性も含めた働き方の見直しを含む仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることや、労働者の仕事と子育て等の両立を図る事業主を支援すること、再就職希望者支援事業の充実などを実施する。(内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)
- 社会保障制度については、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向でその在り方について検討を進める必要がある。(厚生労働省)
- 税制についても、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう検討する必要がある。特に、配偶者控除については、国民に与える影響に配慮しつつ、縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める。(財務省)
- 仕事と生活の調和の実現を目指して、労働時間等の見直しなどを支援していくとともに、労働時間が長い事業場に対する重点的な監督指導等を引き続き実施する。(厚生労働省)
- 希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるよう、「新待機児童ゼロ作戦」を円滑に実施し、質・量ともに十分な保育サービスや放課後児童クラブの提供を図る。
(文部科学省・厚生労働省)

- 地域の子育て環境を整備する施策として、ファミリー・サポート・センター事業の一層の充実を図る。(厚生労働省)

(安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題)

「安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題」として、①困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり、②生活困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組、③国際化に対応した支援体制の強化（国際結婚や在留外国人とその子どもへの支援）、等が必要である。

- 現在の母子家庭への就業支援を行う諸機関（ハローワークの他、マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等）について、就業支援の実績及び効果について把握をし、次の施策へと反映させる。(厚生労働省)
- 社会的自立が困難な婦人保護施設の退所者等への日常生活への援助、社会的な自立支援などのきめ細かい支援をより広い範囲で実施する。(厚生労働省)
- 父子家庭について、世帯や子どもの状況に応じた支援を推進する。その際、手当の支給についても検討を進める。また、父子家庭が地域で孤立しやすく日常生活自立が困難な状況の背景には固定的性別役割分担意識があると考えられるので、その解消に向けた広報・啓発活動を進める。(内閣府・厚生労働省)
- 幼稚園・認定こども園・保育所を通じた幼児教育の無償化について検討する。(文部科学省・厚生労働省)
- 高等学校の授業料の実質無償化を進めるとともに、貸与奨学金だけではなく給付型奨学金の導入などで教育費の負担軽減を進める。(文部科学省)
- 成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身に付けることができるよう、家庭における教育に対する支援を実施する。(文部科学省)
- 子どもをもつ生活困難世帯の経済的困窮リスクを低減し、次世代連鎖を断ち切るためには、女性が出産・育児等のライフイベントを経ながらも継続就労や再チャレンジを図っていけるように、前出の環境の整備を進めることが必要である。(厚生労働省)
- 生活困難を抱えるひとり親世帯の自立の支援には、子育て・生活支援や就業支援、経済的支援など総合的な支援の充実や子どもをケアする時間の確保など、母子家庭等の実情にあったきめ細やかな支援を提供するとともに、前出の女性の就業継続や再チャレンジを可能とする環境整備が必要である。(厚生労働省)
- 外国人の妻や在留外国人女性のDV被害者への支援を実施するため、DVの専門的な知識を持った母国語通訳者を養成し適切に支援を行う取組を進める。(内閣府・厚生労働省)
- 日本社会の国際化の状況や、外国人や外国人の親を持つ子どもの置かれている状況、就学及び修学上の困難について全体的に把握し、その状況に即した対策を実施する。(文部科学省)

（支援基盤の在り方等に関する課題）

「支援基盤の在り方等に関する課題」として、①家庭や地域における男女共同参画の推進、②自立概念の捉えなおしと支援チャネルの多様性、③制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援、等が必要である。

- 固定的性別役割分担意識の解消に向けた効果的な広報・啓発活動を一層推進する。（内閣府）
- 男女共同参画の視点を活かした課題解決のための多様な主体の連携・協働による主体的な取組をより一層推進する。（内閣府）
- 「子ども・若者育成支援推進法」（平成 21 年 7 月成立）に即した施策を実施する。（前掲、内閣府）
- 発達障害者（児）に対する一貫した支援を更に拡大する。（文部科学省・厚生労働省）
- DV 被害者の地域での居場所づくりのプログラムについて、DV 被害者の安全を確保しつつ、多くの地域で実施する。（内閣府）
- DV 被害者支援を含む女性の困難な問題への支援や若者支援について、既存制度を活用したワンストップ・サービス化を引き続き進める。（内閣府・厚生労働省・経済産業省）
- 個人のエンパワーメントと社会レベルの課題への対処について、諸外国の施策の例（例えば英国の社会的包摂政策）などについて調査検討を行う。（内閣府）
- 生活困難を抱える男女に対する支援策については、生活困難を抱える人々が実際に活用しやすいものとなるよう、必要に応じて制度設計の見直しや、必要な手続き等業務運用の見直しを行う。また、窓口対応にあたる担当者への意識づけのための取組などを実施する。（内閣府・警察庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）
- 生活困難者への支援の形態として、複数の支援を組み合わせた、地域の実情に合った支援が望まれることから、多様な主体間の連携に、引き続き取り組む。（内閣府・警察庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）